

平成28年度 および 平成29年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

2月23日（火）に開催された平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成28年度および平成29年度の後期高齢者医療保険料率額が決定されました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることとなっています。

また、後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

被保険者一人当たりの医療給付費については、年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるところですが、平成28・29年度の保険料率を決定するに当たっては、医療給付費準備基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制したため、平成26・27年度から据え置きとなりました。

		平成28・29年度	平成26・27年度
保険料	均等割額	39,500円	39,500円
	所得割率	8.00%	8.00%

個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額 (100円未満切捨て)	=	均等割額 39,500円	+	所得割額 (賦課のもととなる金額) × 8.00%
-------------------------	---	-----------------	---	------------------------------

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※保険料額の賦課限度額（上限）は、57万円です。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

平成28年度および平成29年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
33万円を超えない世帯	8.5割	5,925円
33万円 + 「26.5万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割	19,750円
33万円 + 「48万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

【所得割額の軽減】

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、その額が153万円から211万円まで）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

【問合せ】 保険年金課（内線141）